

平成25年度第1回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 平成25年11月21日(木) 午後1時00分から

2 開催場所 宇都宮市役所 本庁舎13階 教育委員室

3 出席者

会長 A

委員 B

C

D

E

事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

(1) 開会

事務局 [開会]

本審議会は、宇都宮市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために必要な事項を調査審議するものであります。

是非、忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。

本日は、防犯カメラを使用した個人情報の収集に関する2件の諮問案件について御審議いただきます。

それでは、会議に入らせていただきますが、会議の進行は、会長をお願いいたします。

(2) 審議

会長 それでは、早速、審議に入らせていただきます。

本日は、防犯カメラを使用した個人情報の収集に関する2件の案件について審議いたします。

まず、実施機関から2件続けて説明していただき、その後、まとめて審議したいと思いますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、まず1件目の議題であります平成25年度諮問第1号「宇都宮市本庁舎に増設する防犯カメラによる個人情報の収集」について、実施機関から説明していただきたいと思っております。

それでは、実施機関に入室していただくようお願いします。

[実施機関（管財課）による諮問内容説明]

会 長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入りますので、実施機関から説明していただいた内容について、委員の皆様から御質問がありましたらお願いします。

E 委員 過去にパソコン等の盗難事件が発生したという説明がありましたが、私の記憶では、この事件はかなり昔に発生したことなので、資料にこの盗難事件が唐突に出てきたような印象を受けます。

過去のパソコン等の盗難事件から何年も経過しているにもかかわらず、なぜ今になって、この盗難事件が資料に出てきたのでしょうか。

また、宝塚市役所の放火事件については、閉庁時間ではなく、開庁時間中に行われたことであって、防犯カメラとは直接関係のないことではないかと思えます。

この放火事件は、宝塚市役所の庁舎内において職員の目の前でガソリンがまかれて火をつけられた事件だったと思いますが、この事件は防犯カメラがあったからといって抑止できるものではないのではないかと思います。

実施機関からは、これらの事件を未然に防止することが必要だという説明がありましたが、3台増設することになると、増設には相当の費用を要すると思えますし、費用対効果を考えると、パソコン等の盗難事件でどのくらいの損害があったのか分かりませんし、パソコン等の盗難事件はかなり昔のことなので、これを理由に増設するということについては疑問が残ります。

また、市の基本的なスタンスとしては、積極的に設置していくというよりも、できるだけ設置しない方が良いというスタンスではなかったかと思えますが、基本的なスタンスをお聞きしたい。

実施機関 この時期に3台増設の諮問を行うことになった理由についてですが、宝塚市役所で放火事件が発生したということだけではなく、全国の各市で様々な行政を対象とする暴力が発生しており、行政の職場における防犯全般に対する必要性が高まっている状況があります。

また、本庁舎の出入口2か所には既に設置していると説明しましたが、この2か所については、閉庁日でも出入りができるために設置したものであり

ます。

しかし、今回増設を予定している3か所の出入口については、入ることはできませんが、出ることは可能でしたので、この3か所の出入口に当初から防犯カメラを設置せず、これまで監視ができなかったことは、本庁舎の警備上の不備であると考えており、現在の全国的な防犯意識の高まり、防犯を求める市民の意見といったものを受けまして、今回諮問したものであります。

防犯カメラの設置に係る基本的な考え方については、委員の御指摘のとおり、必要以上に防犯カメラを設置して個人情報を収集するということは望ましくないという考え方であります。

補足いたしますが、最近においては夜間休日における被害はない状況であります。先ほど説明いたしました休日における正面玄関や東玄関の自動ドアの開放については、平成24年度において年間46件でありまして、週に1回は休日に自動ドアを開放している状況であり、休日に警備員がいない出入口を通過することが週に1回はあるということになりますので、現時点においては、人の出入りを確認できない部分があるという状況であります。

E委員

休日にイベント等を行う際に開放することがあるから防犯カメラが必要であるという説明ですが、休日に開放しているのは、正面玄関と東玄関だけではないでしょうか。

正面玄関には防犯カメラが既に設置されていますし、増設予定の3か所のうち、イベント等の際に必要なのは東玄関だけではないでしょうか。

南玄関や議会棟の出入口については、内側から開けて外部の人を招き入れることができるから必要であるという説明ですが、内側から開けることができないようにすれば良いのではないのでしょうか。

私としては、防犯カメラを増設する箇所を東玄関のみに限定できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

実施機関

本庁舎は大きな建物ですので、建築基準法等の規定によりまして、1階又は地下の出入口が非常口という位置付けになっており、外部から内側へ入れる必要はないのですが、内側からは開けることができる仕組みにしなければならないこととなっておりますので、このような仕組みにせざるを得ないということであります。

イベント等の際に開放している出入口については、駐車場からの距離の関係から、南玄関より東玄関の方が多いということは事実であります。

補足いたしますが、本庁舎の構造については、オープンフロア形式となっており、地下1階の出入口等から入った方に「地下1階の出入口から出てください」とお願いしましても、別の出入口から出ようと思えば、どの出入口からでも出ることが可能な構造となっております。

E委員 防犯カメラが設置されていることを掲示することによる犯罪の抑止効果があるという説明がありましたが、多くの人に防犯カメラが稼働していることが分かるようにするために、具体的にはどのように掲示しようと考えているのでしょうか。

実施機関 防犯カメラを設置している箇所については、現在防犯カメラが撮影中であるという旨の掲示をしております。このような掲示をできるだけ多くの場所に掲示することによって、犯罪を抑止することができればと考えております。

E委員 分かりました。

会長 先ほど質問があった、過去のパソコン等の盗難事件や最近の不審者の侵入事件について、随分昔の話ではないかという指摘もありましたので、もう少し具体的に説明していただけますでしょうか。

実施機関 パソコン等の盗難事件については、平成14年、平成15年の頃の事件であります。夜間の不審者の侵入事件については、平成22年の事件でありまして、夜間に泥酔者が警備員のところに押し入って、内部まで侵入したという事件であります。

なお、パソコン等の盗難事件については、この事件が発生した後、庁舎の構造がオープンフロア形式であるということもあり、パソコンは必ず机に収納するということを義務付けておりますので、収納を義務付けた後は、盗難事件は発生していない状況であります。

会長 パソコン等の盗難事件については、平成14年、平成15年の頃に発生したものであるということですね。

実施機関 はい。

会長 C委員はいかがですか。

C委員 私は、E委員から指摘があった部分についても、もちろん検討しなければ

ならないとは思いますが、防犯カメラの設置に賛成です。

社会のトレンドとしては、残念ながら、善意を前提とする方向から、悪意を前提とする方向に変わってきているので、悪意を前提とする方向において、事前に犯罪を防止するという意味では、防犯カメラを設置するという事は良いのではないかと思います。

そのような意味からすると、防犯カメラを設置して個人情報を取得することより、防犯カメラを設置しているということをアナウンスすることによる防犯の効果が非常に大きいと思います。

また、防犯カメラの設置によって得られた個人情報の取扱いにおいて、秘密情報としてこれまで同様にしっかりと守られるのであれば、それに関しては、何ら危惧するものではないと考えており、社会のトレンドが、残念ながら、善意から悪意を前提とする方向に変わってきている中においては、犯罪を抑止することは非常に重要なことであり、また、費用対効果についても、将来起こり得ることに対する防止効果ということは大変大きいのではないかと思います。

会 長 審議は質疑の後にまとめて行いますので、御意見であれば、審議の際にお願いします。

C委員 分かりました。ただ、私の意見は述べたとおりです。

B委員 防犯カメラの概要についてお伺いしたいのですが、まず、資料の4(5)アの「画像データの保存期間」において、保存期間については「10日間とする。ただし、犯罪等が確認された画像については、管理責任者の判断により保存期間を延長することができる」となっていますが、この保存期間延長の取扱いについて、今後運用していくに当たり、基準を準備しているのかということをお聞きしたい。

次に、既に設置されている防犯カメラも同様の基準で運用していると思いますが、これまでに基準に基づいて保存期間を延長した事例があるかということ、また、これまでに防犯カメラで撮影した画像を外部に提供したことがあるかということをお聞きしたい。

また、防犯カメラで撮影した画像データについては、基本的に10日間が保存期間となっており、資料の4(5)ウにおいて「保存期間を過ぎた画像デー

タは、ハードディスクから消去する」となっていますが、確実に消去されているということを定期的に確認されているかということについてもお聞きしたい。

実施機関　　まず、管理責任者の判断による保存期間延長の基準については、防犯カメラ運用基準を定めておきまして、この基準において、捜査関係者に提供するまでの期間については延長することができることとしております。

これまで外部に画像を提供した事例については、庁舎内で警察が介入した逮捕事件というものが何件かありまして、そのような場合については、警察に提供することもあります。

画像データの消去の確認については、撮影した画像データを保存する仕組みとして、自動的に上塗りしていく仕組みになっておりますので、定期的な消去の確認は行っておりません。

補足いたしますが、機械上で保存期間を10日間に設定しますと、自動的に10日前の画像データを10日以降の画像データで上塗りしてしまうという仕組みになっているということでもあります。

B委員　　機械ですから壊れることもあるかもしれないので、確認した方が良いのではないかと思ったのですが、自動的に10日過ぎれば消去される仕組みになっているという回答ですね。

実施機関　　そのような仕組みとなっております。

C委員　　B委員の質問と重複するかもしれませんが、これまでに取得した個人情報を漏えいしたことがあったか、また、確実に漏えいしないような対策をとっているかということについてはいかがですか。

実施機関　　先ほど御説明したとおり、操作については管理責任者が指定した者に限っておりますので、一般の人に漏えいするような状況ではありません。

C委員　　分かりました。

会 長　　本筋の質問からは外れるかもしれませんが、資料に「参考」として、「休日・夜間の警備体制」が記載されておりますので、その点に関連してお聞きします。

庁内の検討において、警備員の増員など、犯罪防止対策の全体像については議論されているのでしょうか。

それとは別に防犯カメラだけに焦点を当てて議論しているのでしょうか。

実施機関 本庁舎については、供用開始から既に26年が経過しておりますが、徐々にその状況が変わってきておりますので、警備体制等も若干変わってきております。

ただ、現時点において、外部委託の警備員を更に増員するといった議論はしておりませんが、実際に警備に携わっている者から、今回増設を予定している出入口での監視が不備になっているという意見を聞いており、この警備体制の不備が、これまで課題となっていたということでもあります。

D委員 効果の観点から、警備員を増員するというよりは、防犯カメラを設置する方が良いという考えなのでしょうか。

実施機関 警備員を増員したとしても、人的警備では巡回警備によらざるを得ませんので、常時監視ができないという点では、不備は残ってしまうと考えており、犯罪の抑止のためにより効果的なのは、3か所に防犯カメラを増設することではないかと考えております。

会 長 ほかに質問はありませんか。

[「ありません」と言う人あり]

会 長 それでは、これで質疑を終了いたします。

実施機関は退席をお願いします。

[実施機関（管財課）退室]

会 長 それでは、2件目の議題であります「宇都宮市立図書館（5館）に設置する防犯カメラによる個人情報の収集」について、実施機関から説明していただきたいと思っております。

それでは、実施機関に入室していただくようお願いします。

[実施機関（生涯学習課）による諮問内容説明]

会 長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入りますが、まず、私から質問します。

質問の1つ目は、図書館の現状の説明の中で、閉館後の夜間や閉館日には機械警備のみとなるという説明がありましたが、この機械警備というのは、具体的にどのようなものか説明してください。

実施機関 出入口を開けた時にセンサーが反応して、警備会社に自動的に通報したり、

火災が発生した時に、図書館に設置されている熱感知器や煙感知器が反応して、火災の発生を自動的に通報する仕組みになっているものであります。

会 長 分かりました。

質問の2つ目ですが、資料別紙のデータの見方を確認したいのですが、説明の中で、犯罪等の事件が増加傾向にあり、かつ、悪質化しているという説明がありましたが、このデータだけを見ると、そのように言えるのか疑問がありまして、増加傾向というのは平成23年度からという認識をされているわけですか。

実施機関 はい。

会 長 悪質化というのは何を指しているのでしょうか。

実施機関 悪質化については、資料別紙に「特徴的な事件・事故等」を記載しておりますが、直接利用者に危害を加えるものが発生するようになったことが挙げられます。

平成24年8月には、中央図書館の男子トイレにおいて、利用者が見ず知らずの方にカッターのような刃物を突きつけられるという事件が発生しております。

また、これまでになかったものとしては、平成24年度に、中央図書館において、臨時職員へのストーカー行為という事件が発生しております。

南図書館においては、平成24年度に、小学生女子に対するわいせつ行為が発生しており、これは、本を探している女子につきまとして、実際に体を触ったという事件であります。

さらに、南図書館においては、本年5月に、複数の男性に女子高校生が暴行されるという事件もありました。

これまでも、女子トイレにおいて男性が盗撮をした事件や、小さな男の子が盗撮された事件などはありましたが、最近では、直接的に利用者の身体に危害を加えるような事件が起こっている状況であります。

会 長 今説明していただいた「特徴的な事件・事故等」というのは、資料別紙の表のどの数字に含まれているのでしょうか。

この表を見ると、平成23年度以降に顕著に増加しているのは、「その他」の事項だけですね。

実施機関

はい。

会 長

この表の下に記載のある「「その他」の主な内訳」を見ると、河内図書館の2例が記載されており、それぞれ平成24年度が18件、平成25年度が20件と記載されていて、この表の「その他」には、図書館5館全体で、平成24年度が23件、平成25年度が26件と記載されているので、「その他」というのは、河内図書館だけで発生しているように見えてしまうのですが、「その他」の事項の説明をもう少しお願いします。

実施機関

「その他」の事項で河内図書館の利用者殴打事件が記載されていますが、これは、例として河内図書館を挙げていますが、中央図書館や東図書館においても、利用者間のトラブルによる殴打事件は発生しております、そのような事件についても、「その他」の事項に含めております。

平成24年度の数字を見ていただきたいのですが、「いたずら行為」の35件のうち、32件が南図書館で発生しているのですが、この32件のうち、一番多いものが車両に傷をつけるという事件で6件発生しており、ほかには、公衆電話機を盗もうとして配線を切断された事件などが発生しているところであります。

また、「盗撮」の3件については、東図書館で女子高校生が閲覧室で盗撮された事件が1件、南図書館で女子高校生が盗撮された事件が2件発生しております。

「わいせつ行為」については、子供等が触られた事件の件数をそのまま件数に含めております。

「その他」の事項には、中央図書館におけるストーカー行為や、河内図書館などにおける利用者間の殴打事件などを含めております。

会 長

「「その他」の主な内訳」の中に、平成25年度の河内図書館の「ICタグ剥がし19件」というのがありますよね。

実施機関

はい。

会 長

平成25年度の「その他」が26件ですから、平成25年度の「その他」の大半が、このICタグ剥がしということになるのではないのでしょうか。

実施機関

平成25年度については、そのような状況になります。

会 長

分かりました。

このデータだけを見ると、具体的な状況が分かりにくいと感じましたので、お聞きしました。

E 委員

2点質問しますが、まず、平成23年度に東図書館から防犯カメラの設置に関する諮問が出されて、東図書館だけで9台設置するという諮問だったと記憶していますが、これは審議会で認めなかったという経緯があります。

平成23年度の諮問においては、審議会において、図書館の自主努力が必要なのではないか、具体的に可能な方策がほかにあるのではないかと、職員自らが実施できる方策もあるのではないかとといった意見があつて、認めなかったと記憶しています。

そこで、まず、その後、図書館として自主努力してきたことと実施してきた方策をお聞きしたい。

また、敷地内の女子高生暴行事件や利用者間の殴打事件というのは、防犯カメラが設置されていたとしても防止できるものではないと思うので、防犯カメラがあれば、このような犯罪を防止できると考えた理由をお聞きしたい。

実施機関

まず、平成23年度の東図書館の防犯カメラの諮問については、資料の盗難を防止したいという目的で書架スペース等も含めて設置することについて諮問したものであります。

しかし、書架スペース等については、プライバシーの問題もありますので、職員の巡回を増やすことや、室内に死角をなくすためにミラーをつけるといったことで対応してきたところであります。

また、平成23年度の諮問においても、今回諮問している出入口も含まれておりましたが、こちらも書架スペース等と同様、職員の巡回等を増やすなどにより対応してきており、前回の諮問の時点より努力してまいりました。

次に、出入口に設置する防犯カメラと屋外で発生した事件との関係についてであります。実は、屋外で発生した事件についても、ほとんどの場合、図書館の利用者は、1度は館内に入っております。

女子高生の暴行事件についても、事件が発生する前に犯人は館内にいたということが確認されております。

図書館の中でトラブルがあつて連れ出されたという状況でありまして、出入口に防犯カメラが設置されていれば、犯人の顔が分かったという状況であ

ります。

利用者の殴打事件についても、殴打事件が発生して職員が対応する前に逃げられてしまうというケースがあります。

これらのケースでは、犯人の顔が分からないために、その後の検挙につながるがらない、また、直接的ではありませんが、検挙につながるために再発が懸念されますので、検挙につながれば、防止にもつながるのではないかと考えております。

E委員 分かりました。

会長 今説明のあった事件というのは、結果として、検挙に至っているのでしょうか。

実施機関 警察に届けておりますが、残念ながら、検挙には至っていないという状況であります。

会長 出入口に防犯カメラが設置されていれば、検挙できたかもしれないということでしょうか。

実施機関 特に、女子高生の暴行事件については、被害者と加害者が直前に図書館の中にいたというのを図書館の職員が確認しておりますので、防犯カメラが設置されていて撮影がされていれば、検挙されていたのではないかと思います。

B委員 資料1 ページの2の「市立図書館（5館全て）の状況」の3点目に「警察署から、事件等の早期解決のため、犯罪捜査に必要な限度で被疑者の個人情報提供を求められることがある」という記載があって、私はこの記載内容に非常に違和感を覚えたのですが、今の説明だと、事件等が発生したときには、積極的に防犯カメラの画像等を提供していきたいと考えているということなのでしょうか。

実施機関 刑事事件が発生した場合に、防犯カメラの情報を提出することによって、犯人の検挙に結び付くのであれば、公務員の告発義務とは直接の関係はないかもしれませんが、警察の捜査には協力していく必要があるのではないかと考えております。

B委員 警察から提供を求められて、捜査に必要な場合はやむを得ないということであって、警察に提供することが防犯カメラの設置目的であると言っているわけではないのですよね。

実施機関 設置目的ということではありません。

D委員 資料の図面を見ると、全ての図書館ではありませんが、設置の場所が図書館から出てくる人を撮影する位置になっていると思います。

普通に考えると、逆の向きにして、入ってくる人を重点的に撮影するのではないかと思いますが、設置の場所について意図があるのでしょうか。

実施機関 出入口の外の設置場所については、^{ひきし}庇がついているところなのですが、これを逆の向きにしますと、図書館を利用しない敷地外を歩いている人なども撮影されてしまうおそれがあります。

あくまでも、図書館の利用者に限って撮影するようにするため、図面にあるとおりの向きで設置することを考えております。

D委員 分かりました。

会長 ほかに質問はありませんか。

[「ありません」と言う人あり]

会長 それでは、これで質疑を終了いたします。

実施機関は退席をお願いします。

[実施機関（生涯学習課）退室]

会長 ここで、B委員が所用により退室されますが、B委員から先に御意見をいただけますか。

B委員 今ここで、先に結論だけを申し上げるということは難しいので、皆様の意見に倣いたいと思います。

会長 分かりました。

[B委員退室]

会長 それでは、案件が2件ありましたので、1件ずつ審議していきたいと思えます。

まず、最初に説明を受けました諮問第1号の「宇都宮市本庁舎に増設する防犯カメラによる個人情報の収集」についてですが、議論の前提を確認させてもらいたいのですが、増設するのは3台でしょうか。

事務局 増設は3台です。

会長 3台ですね。

E委員から東玄関に限るべきではないかという御指摘もありましたが、考

え方としては、3台全てを認めるか否かという結論にしなければならないのか、または、1台は認めるが2台は認めないという結論もあり得るのか、そのような議論の余地はありますか。

事務局 そのような議論の余地はあります。

会長 それでは、3台設置という諮問に対して、全部認めるか、全部認めないか、または、1台認めるか、2台認めるかという議論の余地があるということを考慮の上、御意見をいただきたいと思います。

E委員から、質疑の中で、東玄関に限るべきではないかとの発言がありましたが、いかがですか。

E委員 実施機関からの説明で、南玄関と議会棟の出入口が法律上非常口の位置付けがあつて、常時内側から出られる状態にしておかなければならないということは分かりましたが、常時内側から出られる状態であるとしても、防犯カメラの設置の必要性については疑問があるので、私は東玄関に限定すべきではないかと思っております。

会長 各委員から御意見をお聞きして、結論を出していきたいと思いますが、まず、D委員はいかがですか。

D委員 私は、正面玄関に既存の防犯カメラが設置されておりますが、既存の防犯カメラとのバランスを考慮しても良いのではないかと思います。

南玄関に増設しようとしている防犯カメラについては、正面玄関の防犯カメラの撮影範囲外になるということであれば、南玄関も設置しても良いのではないかと思います。

また、本庁舎の1階部分の全ての出入口を同じレベルで警備できるようにするという意味では、議会棟の出入口についても、正面玄関と同様に防犯カメラを設置するということが良いのではないかと思います。

会長 3台とも認めるということによろしいでしょうか。

D委員 はい。

会長 C委員はいかがですか。

C委員 私もD委員と同じ意見です。

ただ、逆に3台の増設で足りるのでしょうか。

1か所でも設置漏れがあつたら意味がないので、全て網羅できるように設

置すべきだと思います。

ですから、基本的な考え方は、D委員と同じで、私は3台とも認めるという
ことで良いと思います。

会 長 諮問が3台ということですので、3台で足りるということだと思います。

C委員 そうですね。

会 長 特にB委員からは御意見はなく、任せるということでしたが、E委員はい
かがですか。

E委員 実施機関の基本的スタンスも、できるだけ多く設置すべきということでは
なく、できるだけ個人情報が無断で取得することは限定すべきというスタンス
だと思いますので、それならば、東玄関の1台に限定すべきではないかとい
うのが私の意見ですが、この審議会における多数の意見が3台とも認める
という意見であれば、審議会として承認することはやむを得ないと思います。

C委員 犯罪の抑止効果ということに関して、出入口において防犯カメラが設置さ
れていないところがあるということ、どのようにお考えになりますか。

E委員 南玄関と議会棟の出入口の2か所は、内側から招き入れなければ外部から
入れない構造になっていて、イベント等で不特定多数の人が入るときは、こ
の2か所は使わないということですから、私は、東玄関に限定しても良いの
ではないかと考えております。

C委員 ガラスを割って侵入するということではできないのではないのでしょうか。

E委員 出入口の仕組みを熟知している者であれば、ガラスを割って入るとい
うことはできるかもしれないですね。

窃盗などの犯罪行為を行うような人であれば、できるかもしれないですね。

D委員 質疑でお聞きしなかったのですが、機械警備につながっているかどうかは分か
りませんが、ガラスが割られた場合、機械警備で通報されるのではないので
しょうか。

C委員 人的警備の巡回というものには限りがありますから、巡回の隙間を縫って
窃盗に入られるので、防犯カメラを設置すべきであると思います。

会 長 ただ、以前にもあったのですが、この議論の難しいところは、防犯カメラ
を増やせば犯罪防止になるのかという点です。

C委員 なるほど。

会 長 ですから、全体的な防止対策がどのようになっているのかという点が気になったので、質問をしました。

以前、全体的な防止対策の議論が余りなくて、防犯カメラの設置だけで防止するという諮問があり、防止対策が足りないのではないかとということで、いろいろ意見が分かれたということがありました。

それでは、諮問第1号については、実施機関の諮問のとおり、防犯カメラ3台の増設を承認することとしてよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 それでは、諮問第1号については、防犯カメラによる個人情報の収集を行っても差し支えないものと思いたいです。

それでは、諮問第2号の「宇都宮市立図書館（5館）に設置する防犯カメラによる個人情報の収集」について審議したいと思います。

平成23年度に、東図書館における防犯カメラの設置についての諮問がありました。それも踏まえて、今回新たに別な形で諮問があったということです。

それでは、諮問第2号についても、各委員から御意見をいただいて、結論を出したいと思いますが、私は、資料別紙のデータの作り方に不足している部分があるのではないかと感じておまして、かなり論理展開に飛躍があるのではないかと思います。

実施機関からの説明において、納得できる説明がありましたので、説明をいただいたような部分を資料に十分に記載していただく必要があるのではないかと思います。

事務局 諮問書の資料の作成については、今後、実施機関に注意してまいります。

会 長 今回の諮問については、全て出入口に設置するというものになり、5館で合計10台の防犯カメラを設置するということですが、いかがでしょうか。

E委員 私が先ほど実施機関にこれまでの自主努力の取組について質問したところ、死角をなくすようにミラーを設置したとか、職員による巡回を増やしたということでした。

平成23年度の諮問では、東図書館だけで9台設置するという諮問だったことを考えると、今回の諮問は、5館で合計10台設置するということです。

ので、今回の諮問は妥当ではないかと思っております。

C委員 平成23年度の諮問における9台というのは、1つの図書館だけで9台だったのですか。

E委員 図書館内の書架も含めた至る所に設置するという内容で、ほかの委員からは、それだけ設置されてしまうと落ち着いて本も読めないというような意見もありました。

C委員 それは多いですね。

E委員 ですから、図書館の自主努力として死角をなくすことや、職員の巡回を増やすことを行うべきであるということ意見を意見として付けたと記憶しています。

今回の諮問では、その自主努力が十分に図られているようですので、私は認めても良いのではないかと思います。

会 長 D委員はいかがですか。

D委員 私は、防止効果という意味で、出入口への防犯カメラの設置はやむを得ないと思います。

ただし、資料の4ページの5(3)の「防犯カメラ設置の表示」において、「防犯カメラ設置中」と記載されておりますが、諮問第1号においては「撮影中」と記載されており、防止効果を考慮した場合、「撮影中」という表現の方がより効果的な表現ではないかと思います。

「設置中」という表現は、設置工事中のような表現ではないでしょうか。

会 長 「撮影中」と表示した方が良いですね。

それでは、これは答申書に意見として付記することとします。

C委員はいかがですか。

C委員 私も同じ意見です。

会 長 それでは、今回の諮問については、図書館5館で10台の防犯カメラを設置するという内容で、バランスや必要性において問題ないという結論になりましたので、諮問第2号についても諮問のとおり承認することにしてよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 それでは、諮問第2号についても、防犯カメラによる個人情報の収集を行っても差し支えないものしたいと思います。

以上で、諮問第1号及び第2号に係る審議は終わりました。

答申については、委員の皆様のご意見を踏まえて、会長一任により作成させていただきます。委員の皆様には答申案を後日事務局から送付いたしまして、指定の期日までに内容を確認していただくという形で進めたいと思いますが、事務局から各委員への送付はいつ頃になりますか。

事務局 12月中旬頃には送付できるものと考えております。

会長 12月中旬頃ですね。

送付されてからの確認の期間はどのくらいになりますか。

事務局 約2週間です。

会長 それでは、2週間の間に意見、内容の確認をいただくということによろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会長 次第によりますと、「その他」となっておりますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

[「ありません」と言う人あり]

会長 それでは、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 本日の審議会の議事録については、後日、準備ができ次第、郵送させていただきますので、よろしく願いいたします。

会長 それでは、これで平成25年度第1回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。